



埼玉県報

第 2 4 2 2 号
平成 2 4 年 9 月 7 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [平成23年度災害共済事業経営状況\(管財課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [公募による抽選による保留地処分公告\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示\(義務教育指導課\)](#)

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第二十四号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表埼玉県教育局東部教育事務所の項担当区域の欄中「吉川市」の下に「、白岡市」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人古太萬の会

三 代表者の氏名

櫻井 秀夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市柏一丁目六番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、児玉郡・本庄市内に居住する精神障害者が自立した生活を地域社会において営むことができるように、支援することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により、財団法人都道府県会館から平成二十三年度建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 建物共済事業

分担金その他収入

一、三八八、五五〇、一二三円

災害共済金、経費その他支出

五三八、六四三、六九五円

正味財産

一、七一三、四八六、三一七円

二 機械損害共済事業

分担金その他収入

七八五、五一一、四八八円

災害共済金、経費その他支出

一六七、〇三三、九三〇円

正味財産

六九〇、八六一、五七五円

告示

埼玉県告示第千二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車場利用時間帯が朝の通学時間帯まで変更されるので、安全性に配慮してください。

二 縦覧期間

平成二十四年九月七日から平成二十四年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

平成二十四年埼玉県告示第九百四号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十四年七月三十一日終了した旨測量計画機関の長である熊谷市長富岡清から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百三十号

平成二十二年埼玉県告示第千二百三十一号で公示した公共測量（四級基準点測量及び出来形確認測量）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である日高市長谷ヶ崎照雄から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百三十一号

測量計画機関の長である入間郡三芳町長林伊佐雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間郡三芳町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

入間郡三芳町全域

四 作業期間

平成二十四年七月十七日から平成二十五年三月八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十二号

測量計画機関の長である北葛飾郡松伏町長会田重雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北葛飾郡松伏町

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量、二級基準点測量）

三 作業地域

北葛飾郡松伏町全域

四 作業期間

平成二十四年七月三十日から平成二十四年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十四年七月二日から平成二十五年二月二十八日まで

告示

埼玉県告示第千二百三十四号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十四年九月七日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号八十三―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百六十一―二街区十六画地（八潮市大字古新田三百二十九番一）

(2) 地積

四百五十四・一五平方メートル

(3) 予定価格

四千五百四十一万五千円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

ト 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第

七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号) 第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十四年九月十日(月) から同年九月二十日(木) まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。) の午前九時から午後五時まで

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十四年九月二十五日(火) 午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所(電話〇四八―九九八―四五四五)に問い合わせること。

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年八月二十三日

指令川建セ第二三 一二一一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月三日

川建セ第二四 四 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字月輪字上ノ山一五四九番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷六八六番地四

一ノ瀬 奈央

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年八月二十七日

指令越建セ第二四〇〇一八一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月四日

越建セ第二七四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七百五十八番一

四 公共施設の種類、位置及び区域

道路 公園等

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七百五十八番一の一部

五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

株式会社 太平 代表取締役 平子 繁

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年八月二十八日

指令越建セ第二三〇〇八四一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月四日

越建セ第二七六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目九百三十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目六番二十一号

竹内 久喜

告 示

埼玉県教委告示第三十四号

平成二十四年埼玉県教委告示第十号（埼玉県教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から施行する。

平成二十四年九月七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

表第十七採択地区の項中「幸手市」の下に「白岡市」を加える。